平成 20 年度　事務事業評価シート(平成 19 年度実施事業)

整理番号	保福総20

事務事業名	生活保護事務事業		予算科目	会計	1	一　般　会　計
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2 健康で生き生きと暮らせるやさしいまち		款	3	民生費
	施策(節)	5 社会保障		項	3	生活保護費
	施策の方向	(1) 生活支援の充実		目	1	生活保護総務費
関連する計画等				事業	1	生活保護事務
			作成部署	保健福祉部福祉総務課		
			連絡先	072 - 958 - 1111　内線　1101		

事業の目的

対象（誰を・何を）

生活に困窮するすべての国民

意図（どういう状態にしたいのか）

対象者に対し、最低限度の生活の保障をするとともに、その自立を助長する。

事業の内容

生活保護法に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するために、保護を決定し、実施する。保護の内容は、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の８種類である。

根拠法令等	生活保護法		
事業開始時期	☑ 昭和 ☐ 平成　年　月開始 ☐ 明確にはわからない	終了年度	平成　年度
事業開始時からの状況変化			
市民や議会の要望			
実施手法	☑ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他(　)		
委託先	☐ 外郭団体委託 名称 / ☐ 民間委託	委託内容	

区分			18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込み)
事業費【1】		(千円)	3,335,716	3,187,887	3,400,000
人件費【2】		(千円)	163,788	163,788	165,588
職員数	正規職員		18.32 人	18.32 人	18.32 人
	再任用職員		0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員		3.00 人	3.00 人	3.00 人
	臨時職員		1.50 人	1.50 人	2.50 人
	超過勤務(参考)	(時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費（【1】＋【2】）【A】		(千円)	3,499,504	3,351,675	3,565,588
財源内訳	国費	(千円)	2,490,205	2,354,976	2,572,500
	府費	(千円)	72,349	74,437	70,000
	市債	(千円)	0	0	0
	その他　(手数料・使用料等)	(千円)	17,100	20,482	10,800
	一般財源	(千円)	919,850	901,780	912,288

活動指標(事業の活動実績)【B】	単位	18年度	19年度	20年度(目標)
① 被保護者世帯数	世帯	1,340	1,371	1,412
②				
③				
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		2,611,570 円	2,444,694 円	2,525,204 円
市民１人当たりコスト(【A】／人口)		29,067 円	27,929 円	29,740 円

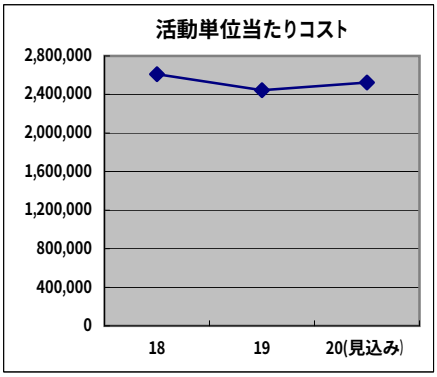

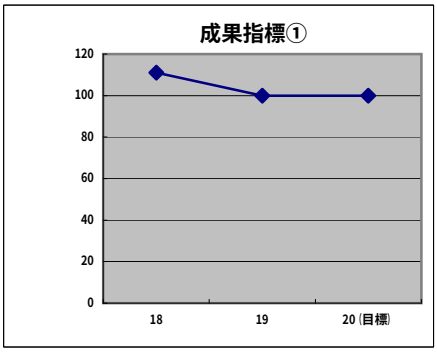

成果指標（事業目的の達成度を測る指標）	指標名	指標設定の考え方		平成18年度	平成19年度		平成20年度
①	被保護者の自立件数(件) (式)　廃止件数－死亡・失踪件数	生活保護の廃止理由のうち、就労等により自立した件数	目標	100	100	達成率(%)	100
			実績	111	100	100.0%	
②	保護率（%） (式)　当該年度保護人員÷人口×1000（平均）	保護人員の割合	目標			達成率(%)	
			実績	18.50	18.49		

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	法令で市町村の責務が定められている。
	○	○	○	○	○						

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☑	法令等で市町村の責務や給付の水準が細かく定められており、裁量の余地がほとんどない。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☑	
		社会情勢の変化に対応している	☐	☐	☑	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☑	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☑	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☐	☐	☑	
		緊急性が認められる	☐	☐	☑	
	効率性	単位コストが適切である（経年、他市比較など）	☑	☐	☐	ケース数によりケースワーカーの標準人数が定められ、また、給付の基準も明確に定められており、人員、事業費を削減する余地はない。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☑	
		人員を削減する余地がない	☑	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☑	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☑	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☑	☐	☐	
		民間活力（民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど）の活用について検討の余地がない	☑	☐	☐	
	有効性	上位の施策（目的）が明確である	☑	☐	☐	全体としては、国が細かく事務の基準等を定めており、成果を向上させる余地はない。ただし、自立については方法により向上も可能である。
		上位の施策（目的）への貢献度が高い事業である	☑	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☐	☑	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☐	☐	☑	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☑	
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☑	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☑	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☑	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☐	☐	☑	
		成果指標の実績値は目標値以上である	☐	☐	☑	
		成果指標は前年度より向上している	☐	☐	☑	

担当部局評価

総合評価

☐ 拡大・充実　☑ 現状維持　☐ 方法改善　☐ 民営化・民間委託　☐ 縮小　☐ 廃止・休止　☐ 完了

評価の理由

生活保護は第1号法定受託事務であり必要不可欠な業務である。

今後に向けて（取組方針、具体的な改善改革案など）

生活保護法に基づき適正に事務執行しており、今後も適切に事業を進めていく。